



## 高齢・障害・遺族基礎年金を受給している方 年金生活者支援給付金のお知らせ

年金を含めても所得が低い年金受給者を経済的に援助するため、年金にプラスして年金生活者支援給付金が支給されます。

④ 給付金専用ダイヤル  
☎ 0570・05・4092  
(0500 から始まる電話の場合)  
☎ 03・55539・2216

### ■給付金の対象者

#### 【老齢年金】

- 次の要件を全て満たす方
- ① 65歳以上の老齢基礎年金受給者であること
- ② 前年の公的年金などの収入額とその他の所得の合計が、88万1,200円以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

#### 【障害・遺族年金】

- 次の要件を全て満たす方
- ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
- ② 前年の所得（年金額は除く）が472万1,000円以下であること

### ■請求書の発送

令和4年度新たに給付金を受け取れる方には、9月以降、日本年金機構から簡易な請求書（はがき型）を発送しています。

紛失してしまった場合でも、国保年金係窓口にありますので、お問い合わせください。

なお、現在受給中で引き続き支給要件に該当する方は、手続きは不要です。

### ■請求方法

次のどちらかの方法で請求してください。

- ① 請求書（はがき型）に氏名などを記入して返送する
- ② 年金の請求時に年金の請求書と一緒に提出する

### ■入金方法

年金と同日（偶数月の15日）、同口座に入金されます。

### ■その他

制度や給付額などの詳しい内容は、厚生労働省のホームページを確認してください。  
また、請求に関する相談などは、給付金専用ダイヤルにお問い合わせください。

## 1歳6カ月健診

④ 保健センター ☎ 77-1891

1歳6カ月は、乳児から幼児への移行期で基本的な生活習慣を身に付ける時期です。幼児期に向けての大切な健診なので、必ず受診してください。

### ■対象者

令和3年2月～5月生まれの乳児

■開催日 12月12日(月)

■時間 案内通知のとおり  
※混雑緩和のため受付時間を変更しています。

■会場 保健センター

■内容 身体計測、内科診察(頭囲・胸囲計測)、歯科診察、保育・栄養・歯科相談、フッ素塗布(希望者)

## 12月下旬・1月上旬の保健事業

④ 保健センター ☎ 77-1891

月	日	事業名(対象者)	時間
12月	16日(金)	ヘルスあっぷ講座 (40～74歳)	午前10時～11時30分 (申し込みが必要です)
	22日(木)	ことばの相談 (就学前の幼児と保護者)	①午前10時10分 ②午前11時10分 ③午後1時10分 (申し込みが必要です)
	23日(金)	健康相談③ (30～64歳)	午後1時30分～ (申し込みが必要です)
1月	12日(木)	のびのびラッコ教室 (1歳6カ月児健診後～3歳児健診前の幼児と保護者)	午前10時30分～11時15分 (申し込みが必要です)
		パンダ学級 (3歳児健診後～就学前の幼児と保護者)	午後1時30分～2時30分 (申し込みが必要です)



## 空き家を所有している方 空き家の適正管理のお知らせ

☎ 企画空港政策課 都市計画係 ☎ 77・3909

空き家の所有者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めることが条例で定められています。

### ■空き家の放置による影響

空き家を放置すると老朽化が進み、屋根材の飛散、塀や建物の倒壊、草木の繁茂、害虫の発生など、近隣住民の生活に悪影響を及ぼします。

また、空き家を管理不全な状態で放置したことによる家屋の倒壊や屋根材の飛散などで、他人に被害を与えた場合には、空き家の所有者（管理者）が責任を問われることもあります。

### ■空き家の所有者になった場合

①誰が管理するのか家族や親族で話し合う

②空き家を相続したら、相続登記をする（令和6年4月1日から相続登記の申請義務化などが始まります）

※詳しい内容は、下記「相続登記の申請義務についてのルール」を確認してください。

③親族などで空き家を利用する予定がない場合は、早めに処分（解体・譲渡・賃貸）を考える

### ■適正管理のためのポイント

①定期的に家屋の手入れや庭木の剪定などをする（台風や地震の後には必ず行う）

②相続予定者や家族と一緒に管理や利活用（賃貸・売買）、取り壊しについて考える

③空き家となっている住家の近所の方に連絡先を伝え、問題があった際は連絡がもらえるようにしておく

### ■空き家・空き地バンクへの登録

空き家・空き地バンクとは、空き家等を売りたい方や貸したい方が、登録した物件情報をインターネット上で公開し、利用希望者へ情報提供する制度です。すでに空き家等になっている物件のほか、空き家・空き地となる予定の物件も登録できます。



▲空き家・空き地バンクの詳細

## 相続登記の申請義務についてのルール

### ① 基本的なルール

相続（遺言も含みます）によって不動産を取得した相続人は、**その所有権を取得したことを知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

「被相続人の死亡を知った日」からではないから、不動産を取得したことを知らなければ3年の期間はスタートしないよ！



### ② 遺産分割が成立した時の追加的なルール

遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、**遺産分割が成立した日から3年以内**に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

①・②ともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

## 入札結果

☎ 総務課 契約管財係 ☎ 77・3907

開札年月日	入札手法	工事（業務委託・物品）の名称	工事（業務委託・物品納入）の箇所	落札価格(円) (消費税除く)	請負額(円)	契約の相手方
令和4年 10月27日	指名競争入札	岩山2301-1地先外配水管布設工事に係る実施設計業務委託	芝山町岩山2301-1地先外	6,900,000	7,590,000	(株)吉沢水道コンサルタント
		地籍調査業務委託(大台I・高田Ⅲ・宝馬・山田I・牧野(3)調査区)	芝山町大台、大台飛地、高田、宝馬、山田、牧野地内	6,100,000	6,710,000	(株)総合開発
		川津場地域排水路整備工事(その3)	芝山町岩山(川津場)地内	37,480,000	41,228,000	萩原土建(株)
		町道01-005号線 盛土工事	芝山町高田地内	5,300,000	5,830,000	(株)大山工務店